

【 viii 内閣府（少子化対策企画室・保育課）関係】



## ○ 子ども・子育て支援新制度について

### (1) 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月10日、子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、同月22日に公布された。

子ども・子育て関連三法に基づく新たな子ども・子育て支援制度は、平成27年10月に予定されている消費税率10%への引き上げ時期に合わせ、早ければ平成27年4月に本格施行となる予定である。

平成25年4月には、内閣府に「子ども・子育て会議」を設置し、基本指針や各種の基準等についての検討を開始する。その内容を踏まえつつ、各自治体におかれては、以下の点（詳細は関連資料参照）に御留意いただき、施行準備に遺漏なきようお願いしたい。

- ・ 事業計画
- ・ 子ども・子育て会議
- ・ 認可基準（地域型保育事業）
- ・ 運営基準（確認制度）
- ・ 支給認定（保育の必要性の認定）
- ・ 地域子ども・子育て支援事業
- ・ 費用・利用者負担
- ・ 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）
- ・ 保育緊急確保事業
- ・ 制度管理システム
- ・ 保育教諭の併有促進策の検討（人材確保対策を含む）
- ・ 自治体における実施体制
- ・ その他

## (2) 新制度に向けた認可外保育施設等の利用実態の把握について

今後、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するため、潜在需要を含む地域の保育需要を把握するに当たり必要となる情報のうち、現在市町村が必ずしも把握していない情報については、適宜都道府県と連携して把握を進めることにより、円滑に地域の保育需要の把握を行うことが可能と考えられる。

昨年9月18日の子ども・子育て関連3法説明会において、事業所内保育等、これまで認可外保育施設としての届出がなされていない施設について、都道府県と市町村においては連携し、情報の共有をしていたべくようお願いをしている（同説明会資料4参照）ところであるが、更に、市町村においては、

- ①都道府県に届出がなされている認可外保育施設を定期的に利用している子どもの数などの利用実態
- ②幼稚園の預かり保育を長時間・定期的に利用している子どもの数などの利用実態

などの情報について把握を進める必要がある、そのために都道府県との連携が必要となってくる。都道府県におかれても、市町村に対する情報提供をはじめ、密に連携をしていただきたい。

どのような情報の把握が必要かなどの詳細については、追ってお知らせする。